## 9条との対話「軍」なのか「行政」か

## 日本には軍の規制がない?

各国の憲法には,各国の軍隊の軍事権の所在がどこにあるか明記してある.しかし日本には,国連軍参加の手続きが書かれていない.立法権が国会にあるように,軍事権も政府がもつように憲法に付与する必要がある.戦闘行為の危険性がない場合には,要請があれば外交協力の一環として治安維持活動などの行政活動のために自衛隊が派遣されることはある.しかし,日本が攻撃を受けていない段階において他国の軍の戦闘に協力するのは,「軍事活動」にあたる.日本はそれに関連する手続法が存在しない上,軍事権を政府が持っていないため,憲法9条の存在に関わらず軍事活動を行うことができないと言える.

行政権控除説とは,行政を「国家が国民を支配する作用から,立法権,司法権を控除したもの」と定義する. 国家が国民を支配する作用には,衆議院の解散や外国と関係を結ぶ作用などは含まれない. だからこそ,憲法73条には「一般行政事務」を内閣に授権するのとは別に,「外交」の権限を内閣に授権する規定を置いている. よって控除説をとったとしても,行政に軍事作用は含まれない.

PKOなどによる難民キャンプなどの護衛は,行政活動の範囲内であり,治安警察活動への協力であるので憲法9条には抵触しない.

72条には内閣総理大臣は行政各部を指揮監督するとある. 現行憲法で自衛隊のコントロールができる理由は、行政権の最高の指揮監督権が内閣にあるからである.

## どうなる集団的自衛権

個別的自衛権を発動し武力行使をする場合は,政府解釈では行政活動に位置付けられる. そのように解釈しないと,自衛隊の指揮権が内閣総理大臣だと言えないからである.

現行の安倍政権のもとでは,集団的自衛権も行政権の範疇であるという解釈である.

自国の領土が攻撃されていて, 敵国の領土内に策源地が存在する場合, そこに派兵し攻撃 することは行政活動の解釈になる.

自国が攻撃されていない段階での武力行使が行政権に含まれない以上,集団的自衛権も含

め,外国に軍隊を派遣する責任や手続きは憲法にないとまずい.規定が存在しない以上,そのような行為はできないし,やるのであれば憲法を改正し,軍事行為の責任の所在がどこに存在するかどうかを憲法に明記する必要がある.

日本の主権である日本領土内への攻撃があった場合に行使される個別的自衛権は,行政活動に位置付けられる. 警察が国内で実力行使できるのは,日本の領域内において,警察権を有しているからであり,日本は領域内において,主権を有しているからである. よって自国の主権が脅かされていないことが前提となっている集団的自衛権は行政権とは言えないといえる. 主権の倫理で武力行使を論理付けることは難しい.

憲法9条はいわば包丁などの道具で,その軍事権の所在や手続き法などの道具を危険に扱わないための説明書を明確に設定する必要がある.

(#読んだ本/憲法問答)